

意見検討結果一覧表  
(案名:岩手県障がい者プラン(岩手県障がい者計画)についての意見募集)

No.	計画(案)目次		意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
1	計画全般		お気づきのことと思いますが、プラン案の目次の参考図表(図表2)に誤記があります(巢新体制→推進体制)	記載誤りにつき文言修正。	A(全部反映)
2	計画全般		プランの文言の末尾には、必要とします、必要です、推進しますというような表現がある。具体的なことは障がい福祉計画でやると思うのだが、そういった文言だと誰がやるのかをどう読み取るのかと思った。	障がい者計画は、障がい者施策の基本的方向性を定めた計画のため、御指摘のような表記が含まれます。各論において、取組の主体が不明なものについては、必要に応じ修正します。	B(一部反映)
3	計画全般		生活困窮者の中では、障がいを持っている人も多い。そういったところは今回のプランに盛り込まれていない。別の方の計画で支援していくのかもしれないが、そういったところの関係を教えてほしい。	岩手県地域福祉支援計画において、生活困窮者への自立支援に向けた施策の方向を規定しています。岩手県地域福祉支援計画は、岩手県障がい者プラン等の領域別計画と連携しながら、本県の地域福祉の総合的な推進を図る計画です。	F(その他)
4	計画全般		説明が難解で分かりにくい。具体的に地域の中で取り組むことについては、市町村で検討されるのか。各支援センターの説明会があればそちらに参加したい。末端までこの計画案が浸透していけばすごくありがたいと思う。	県の障がい者計画は県における障がい者施策の方向性を定める計画であり、施策実現のためのサービス提供体制の確保等は障がい福祉計画に定めています。障がい福祉計画は市町村においても計画を策定しています。計画内容については、お住まいの市町村にお尋ねください。	F(その他)
5	総論	2 プランの性格	岩手県障がい者プランの計画の性格に障害者総合支援法に基づくところがあるが、障がい児を含むなら児童福祉法等も明記するべきではないか。	岩手県障がい者プラン案の2ページ目、「プランの性格」において、児童福祉法に基づく障害児福祉計画としても位置付けると記載しています。	C(趣旨同一)
6	はじめに	4 基本目標(目指す姿)	平成30年度より、高齢障がい者の地域共生が重要なテーマとなっていることを鑑み、資料3-1「岩手県障がい者プラン(案)」の概要について、目指す姿の「いきいきと暮らし」の前に、「安心して」と入れたほうがよいと思う。	御意見の「安心して」は、県の基本目標中「地域の人たちと共に支え合う仲間として」の文言に含まれるものと考えます。	C(趣旨同一)
7	はじめに	4 基本目標(目指す姿)	「(仮)障がい者一人ひとりが、地域の人たちと共に支え合う仲間として、いきいきと暮らし、幸福を実感できる社会」との表現について、もっと簡単に「障がい者が地域で気兼ねなく共に生きる社会」などの言葉では如何か。	御意見の「気兼ねなく」は、県の基本目標(目指す姿)の「地域の人たちと共に支え合う仲間として」に含まれるものと考えます。	C(趣旨同一)
8	総論	2 プランの性格	また、花巻市の自立支援協議会に参加した際は、花巻市から具体的な数値が提示されたが、県はどこで発表するのか。県の自立支援協議会が3月にある、それまでに数値が取りまとめられると思うが、今後のスケジュールはどうなっているのか。	岩手県障がい者プランは、3月の自立支援協議会、県議会、障がい者施策推進協議会での審議を経て平成30年3月末に策定予定であり、策定後、県ホームページ等で公表します。	F(その他)
9	はじめに	3 計画期間	計画期間を平成30年度から35年度としているのは、どの市町村も同じか。	障がい者計画の計画期間は県、市町村それぞれの判断で設定されるもので、同一ではありません。	F(その他)
10	総論	I 障がい者施策の現状と課題 2 障がい児・者及び障がい児・者支援の現状	パブコメ案P18 発達障がい児・者について 平成19年度の幼稚園調査は、障がいのある子ども全ての人数の比率であるため、プランからは除いてほしい。また、平成26年度の小中学校調査は公表可だが、出典を明らかにしてほしい。	意見を踏まえ修正。	A(全部反映)

意見検討結果一覧表  
 (案名: 岩手県障がい者プラン(岩手県障がい者計画)についての意見募集)

No.	計画(案)目次		意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況	
11	総論	I 障がい者施策の現状と課題	2 障がい児・者及び障がい児・者支援の現状	パブコメ案P18 発達障がい児・者について 人数が把握できていないとのことだが、何か別の統計で現状を示すことができないか検討してほしい(例えば、発達障がい児支援センターの対応状況など)。	発達障がい児・者の現状を示す統計データはありませんが、支援ニーズの把握のあり方について、今後検討します。	D(参考)
12	総論	I 障がい者施策の現状と課題	2 障がい児・者及び障がい児・者支援の現状	パブコメ案P21 ひきこもりについて 中高年のひきこもりが社会問題になっているので、プランに盛り込むことを検討してはどうか。	平成30年度に実施予定の実態調査を踏まえ、中高年の引きこもりに対する支援等別途検討していきます。 ひきこもり状態にある者を子供や青年に限られるような文言としていたので、表現を改めます。	A(全部反映)
13	総論	I 障がい者施策の現状と課題	2 障がい児・者及び障がい児・者支援の現状	パブコメ案P31 出生数等の状況 本文の4～5行目と「表8 母の年齢が35歳以上(40歳以上)の出生数の年次推移」は、障がい者プランと直接関連するものではないので削除してほしい。	御指摘を踏まえ、該当する文言及び表を削除します。	A(全部反映)
14	総論	I 障がい者施策の現状と課題	2 障がい児・者及び障がい児・者支援の現状	精神科病院数、病床数及び在院患者数等は平成26年6月30日現在である。できるなら新しいデータに更新した方がよい。	精神科病院数、病床数、在院患者数及び入院形態別の患者の状況は平成27年6月30日現在に変更しました。 また、人口万対病床数は国勢調査の人口をもとに、県で推計しました。	A(全部反映)
15	総論	I 障がい者施策の現状と課題	2 障がい児・者及び障がい児・者支援の現状	精神科医療の病床数や平均在院日数は国平均より高いというが、一方で長期在院患者の地域移行はA評価となっている。県内の精神科は頑張っている方ではないか。この記述では悪く言われているように感じる。	御意見として承ります。	F(その他)
16	総論	I 障がい者施策の現状と課題	2 障がい児・者及び障がい児・者支援の現状	・(5)のア 表1の注釈として表の下に加える: ※平成21年度及び平成24年度は56人以上規模、平成28年度は50人以上規模の民間企業に雇用されている障がい者の数	御指摘を踏まえ、修正します。	A(全部反映)
17	総論	I 障がい者施策の現状と課題	2 障がい児・者及び障がい児・者支援の現状	家族会や障がい者団体が会員の高齢化や会員数の減少によって活動が難しくなっている現状がある。こういった障がい者団体の活動のみではなく、団体の意義と役割を盛り込んでいただけたらと思う。	障がい者の現状と課題の(5)就労支援体制・社会参加活動の中で、障がい者団体等の意義と役割を追記します。	A(全部反映)
18	総論	I 障がい者施策の現状と課題	2 障がい児・者及び障がい児・者支援の現状	表8 主な障がい者団体一覧の中で「公益社団法人 日本筋ジストロフィー協会岩手県支部」は「一般社団法人」である。	記載誤りにつき文言修正。	A(全部反映)
19	総論	I 障がい者施策の現状と課題	3 障がい者をめぐる課題	総論は、県内の障がい者の現状が良く理解できる。障がい者の高齢化、加齢に伴う重度化の傾向や難病患者の現状が把握されている。 しかし、65歳から介護保険適用となるため障がい者プランは他人事として、障がい者の希望する暮らしを支援するため「ケアマネジメント体制を一層強化し、関係職員の資質の向上を図る必要があります」としているのは理解しがたい。 介護保険適用に現場では混乱がある。行政窓口対応や介護ケアマネージャーの資質向上。障がい者に責任を押し付け、自立を阻むことのないよう望む。	計画では、高齢障がい者の支援として、介護保険一ピスの円滑な利用を促進することとしております。御意見は、今後の事業実施に当たっての参考とします。	D(参考)

意見検討結果一覧表  
 (案名: 岩手県障がい者プラン(岩手県障がい者計画)についての意見募集)

No.	計画(案)目次			意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
20	総論	Ⅲ 計画の推進	1 期待される役割等	自主的組織として身体障害者福祉会等を組織しているが、もともとは県や市町村と連携して様々な取り組みをしてきた。近年は行政が手を引いて、予算も人も出さず団体にしわ寄せがきている。自主的組織と行政の連携の仕方について考えてほしい。江刺の身障福祉会も解散しようという声も上がっている。解散となると行政にも大きな損失だと思うので、行政との連携を考えてほしい。	障がい者団体は、障がい者の自立及び社会参加の支援に重要な役割を果たしていると認識しています。いただいた御意見は、事業実施の際の参考とします。	D(参考)
21	総論	Ⅲ 計画の推進	1 期待される役割等	最後に、交通アクセスが悪いとコミュニティを形成するのに支障がある。ボランティアだけでできるものではないので、プランの中で手を打ってほしい。	事業実施の際の参考とします。	D(参考)
22	総論	Ⅲ 計画の推進	1 期待される役割等	金ヶ崎の身障協は高齢化が進んでおり、役員の成り手がいない。個人情報保護法の関係で若手の会員が入ってこない。このままだと身障協はなくなってしまうかもしれない。地域の区でも、区長の成り手がいない。地域も疲弊しているという状況である。	(20と統合)	D(参考)
23	各論	I 障がい者の権利を守り、障がい者のニーズや特性に応じた適切な支援を提供する	1 障がい者の権利擁護	「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」と「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」による取扱い窓口が、県内市町村により市町村に一元化されているところと、市町村と市町村社協に分かれているところが混在しており、市町村に一元化を図ることが望ましい。 また、これらの条例及び法律による取扱い内容の周知が不十分な状況にあるので、周知・啓発に努めること。	共生条、障害者虐待防止法及び障害者差別解消法の相談窓口の一本化については、市町村に協力を依頼しているところであり、引き続き、相談窓口の在り方については、市町村の実情を踏まえた上で検討していきます。 また、条例及び法律の周知に引き続き努めていきます。	D(参考)
24	各論	I 障がい者の権利を守り、障がい者のニーズや特性に応じた適切な支援を提供する	1 障がい者の権利擁護	パーキングパーミット制度が施行して以来、車いす障がい者は利用が難しくなった。車いすトイレは「多目的トイレ」として利用が増え、利用が困難になった。駐車施設も車いすトイレの増設が無いところに、利用者が増えたことで締め出されている。交通バリアフリーも進展していない。「障がい者プラン」だけでは当事者の慰めにもならない。	事業実施の際の参考とします。	D(参考)
25	各論	I 障がい者の権利を守り、障がい者のニーズや特性に応じた適切な支援を提供する	1 障がい者の権利擁護	障害者権利条約・差別解消法・条例といったものが、市町村の取り組みと一体となっているか疑問である。各市町村で取り組みや周知には格差がある。行政としてしっかり統一した流れで取り組んでほしい。	事業実施の際の参考とします。 (障がい者の権利擁護を推進するため、引き続き条例及び法律の周知に努めていきます)	D(参考)
26	各論	I 障がい者の権利を守り、障がい者のニーズや特性に応じた適切な支援を提供する	1 障がい者の権利擁護	この間、ある役所の職員に個人情報保護法や差別解消法を勉強しているんですかと聞いたところ、差別解消法って何ですかと反対に聞かれた。市町村の職員がこれらを勉強するように県から指導してほしい。	(25と統合)	D(参考)
27	各論	I 障がい者の権利を守り、障がい者のニーズや特性に応じた適切な支援を提供する	1 障がい者の権利擁護	障害者差別解消法が施行されたが、視覚障害者協会の各支部に伝達してもなかなか実態が伝わってこない。他に情報があるのかを知りたい。	障がい者の権利擁護を推進するため、引き続き条例及び法律の周知に努めていきます。	F(その他)
28	各論	I 障がい者の権利を守り、障がい者のニーズや特性に応じた適切な支援を提供する	1 障がい者の権利擁護	権利擁護の関係で成年後見制度の普及や移行への方向性が概要から見られなかったため、それを確認したい。	プラン各論の I-1-③(P58) 福祉サービスの利用援助において、成年後見制度の利用促進に向けた取組を記載しています。	C(趣旨同一)

意見検討結果一覧表  
 (案名: 岩手県障がい者プラン(岩手県障がい者計画)についての意見募集)

No.	計画(案)目次	意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
29	各論 I 障がい者の権利を守り、障がい者のニーズや特性に応じた適切な支援を提供する 1 障がい者の権利擁護	③福祉サービスの利用援助 視覚障がいがある者も悪徳商法の被害にあうおそれがあり、個別の審査等により制度が利用できるよう、対象者の拡大(県単独補助)を検討いただきたい。	事業実施の際の参考とします。	D(参考)
30	各論 I 障がい者の権利を守り、障がい者のニーズや特性に応じた適切な支援を提供する 2 相談支援体制の充実・強化	精神障がい者の数が増えているのを受けて、メンタルヘルス対策やリワーク支援についても文言を追記した方がよい。	文言はプランに記載しておりませんが、各論Ⅱ-1-②(P76)のころと体の健康づくりの推進において、精神保健に関する相談体制の整備を記載しており、就労面では、各論Ⅲ-1-①(P83)に精神障がい者の社会適応訓練事業を記載しています。	C(趣旨同一)
31	各論 I 障がい者の権利を守り、障がい者のニーズや特性に応じた適切な支援を提供する 2 相談支援体制の充実・強化	自立支援協議会は平成24年に法定化され、都道府県においては、周知および設置の促進と共に、その運営の活性化に向けた助言等が厚生労働省社会・援護局障害福祉部より、技術的助言として通知されているところではあるが、各自立支援協議会にあっては、その温度差が感じられる状況を鑑み、本計画において改めてその活性化の促進を明記してはどうか。	総論Ⅲ-2-3(P50)「県の推進体制と役割」において、地域自立支援協議会における取組支援を掲げており、いただいた御意見を踏まえ、地域自立支援協議会の取組状況を把握するとともに、活性化に向けた取組を検討していきます。	C(趣旨同一)
32	各論 I 障がい者の権利を守り、障がい者のニーズや特性に応じた適切な支援を提供する 2 相談支援体制の充実・強化	62ページに、岩手県自立支援協議会の充実とあるが、各地域の協議会の意見を吸い上げ、意見交換できる機会がもっとあれば意見をより反映することができると思う。	事業実施の際の参考とします。	D(参考)
33	各論 I 障がい者の権利を守り、障がい者のニーズや特性に応じた適切な支援を提供する 3 医療体制等の充実	全身管理を必要とする障がい者に対する歯科医療が可能な医療機関は岩手医大付属病院とゆう歯科医院しかなく、県南からだと距離があり通うには遠く、予約が取りづらいこともある。県南にも整備してほしい。	県では、平成26年度から岩手県歯科医師会へ委託して、県内歯科診療所の歯科医師を対象とした障がい者歯科治療に関する研修会を開催するなど、比較的障がいの軽い方々が、住み慣れた地域において、かかりつけ医を持ち、一定の歯科治療を受けることができる体制の整備に取り組んでいます。	D(参考)
34	各論 I 障がい者の権利を守り、障がい者のニーズや特性に応じた適切な支援を提供する 4 多様な障がいへの対応	1 障がい者の権利を守り、障がい者のニーズ、特性に応じた適切な…について ・重症心身障がい児者及び医療的ケア児者への対応 岩手県では、障がいに関しては、支援者が医療的ケア研修を経て支援するという事業所はない。 平泉町に1件あるが、多くの方へ医療的ケアを提供するための人員配置もない様子。 医療専門職以外での医療的ケア提供には大賛成である。 それなのに、他の支援者が医療的ケア研修を受けるという周知もなく、現在実施している事業所が全面に出る機会もないという状況。ましてや、リスクの高い支援をしている割に給付費の単価が低いという現状。 県、国の方でも、医療的ケアの周知と現場のスタッフの現状を踏まえた内容での文言をもう少し詳しく計画に明記してほしい。 <例> 医療的ケアを実施する職員のやりがいとか今後の福祉職の先駆けである事とか分かるようであれば良い。	重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者支援に携わる支援者の育成を通じ支援の充実を図りたいと考えており、御意見につきましては、事業実施に当たっての参考とします。	D(参考)
35	各論 I 障がい者の権利を守り、障がい者のニーズや特性に応じた適切な支援を提供する 4 多様な障がいへの対応	医療型障害児支援施設に入所する重症心身障がい児が高齢化してきており、新たな重症心身障がい児が入所できない状況がある。	事業実施の際の参考とします。 (身近な地域における支援の充実に向け検討していきます)。	D(参考)

意見検討結果一覧表  
 (案名:岩手県障がい者プラン(岩手県障がい者計画)についての意見募集)

No.	計画(案)目次		意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況	
36	各論	I 障がい者の権利を守り、障がい者のニーズや特性に応じた適切な支援を提供する	4 多様な障がいへの対応	発達障がいが発見が困難であるが、対応できる人材の育成を進めたい。	事業実施の際の参考とします。 (発達障がい者支援センターの研修、情報提供機能を充実し、保育士や保健師等の専門性の向上を図っていきます)。	D(参考)
37	各論	I 障がい者の権利を守り、障がい者のニーズや特性に応じた適切な支援を提供する	4 多様な障がいへの対応	障がいのある方が65歳以上になって不便なことがあれば介護保険を使えば良いと安易に考えてしまうが、単に介護保険を使うのと、障がい者の方が手伝ってもらって地域で暮らせるというのは違うと思う。早くに障がいを見つけて適切な対応、教育や治療をして職業につけるようにというサイクルをうまく作っていかばひきこもる等の問題が亡くなっていくのではないかと。親が死んだらこの人はどうなるのかなというひきこもりもある。若い人ではなく、ある程度高齢の方のひきこもりが問題になっている。ずっとひきこもっていて社会生活ができない人がいる。そこに県や市町村が力を入れなければいけないと思う。年代や何かに特化してではなく、切れ目がないような計画にしてほしい。	事業実施の際の参考とします。	D(参考)
38	各論	I 障がい者の権利を守り、障がい者のニーズや特性に応じた適切な支援を提供する	4 多様な障がいへの対応	71ページに関連して、30代、40代のひきこもりについて、就労や社会参加させたいという相談が多い。関係機関と連携して対応しているが、対応に苦慮しているところ。	事業実施の際の参考とします。	D(参考)
39	各論	I 障がい者の権利を守り、障がい者のニーズや特性に応じた適切な支援を提供する	4 多様な障がいへの対応	ひきこもり対策が問題化している。特に、高齢化長期化が進むにつれて家族の支援が困難となるが、こうした実際を把握する予定はないか。	平成30年度に全県で実態調査を行うことしており、実態を把握したうえでどのように対応するかを検討していきます。	F(その他)
40	各論	I 障がい者の権利を守り、障がい者のニーズや特性に応じた適切な支援を提供する	4 多様な障がいへの対応	71ページに引きこもりのことが書いてある。ひきこもりは必ずしも障がい者というわけではないと思う。支援体制を整備しますとあるが、具体的にどのように支援していくのか。	(39と統合)	F(その他)
41	各論	I 障がい者の権利を守り、障がい者のニーズや特性に応じた適切な支援を提供する	5 障がい者を支える人材の育成	放課後等デイサービスの量的な拡充を見せるなか、質の確保に係る部分を文章として盛り込んでほしい。	各論II-2-③(P77)に障害児通所支援事業所の体制の充実を記載しており、サービス提供に係る人材の養成は障がい福祉計画に記載します。	C(趣旨同一)
42	各論	I 障がい者の権利を守り、障がい者のニーズや特性に応じた適切な支援を提供する	5 障がい者を支える人材の育成	また、介護職員の確保が難しくなっており、事業所の職員がすぐにやめるとい問題がある。95ページに医療的ケアに対応できる職員確保の支援とつたわれているが、それ以外にも幅広いヘルパー等の人材についても支援するようにしていただきたい。	事業実施の際の参考とします。	D(参考)
43	各論	I 障がい者の権利を守り、障がい者のニーズや特性に応じた適切な支援を提供する	5 障がい者を支える人材の育成	障がい福祉分野でも人手不足が深刻である。人が確保できないところでいい仕事はできない。奥州市でも人口減少している。県でもおそらく減少しているだろう。岩手の実情をしっかりと把握し、そこをしっかりと示してほしい。	事業実施の際の参考とします。	D(参考)
44	各論	II 健康な心と体を育み、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供する		ひきこもりも、障がい者もそうだが、複合的な問題が近年話題になっている。高齢福祉など、色々な領域との連携が必要であると感じている。	県では、全庁的な推進組織である岩手県障がい者施策推進会議を設置し、庁内関係部局における本計画に掲げる施策の推進状況について点検、評価等を行っています。(総論III-2-(3)(P50))	C(趣旨同一)

意見検討結果一覧表  
 (案名: 岩手県障がい者プラン(岩手県障がい者計画)についての意見募集)

No.	計画(案)目次		意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況	
45	各論	II 健康な心と体を育み、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供する	3 教育の充実	資料1-1の2ページ目の3教育の充実について、他の項目と表現をそろえてほしい。	記載内容を修正しました。	A(全部反映)
46	各論	II 健康な心と体を育み、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供する	3 教育の充実	パブコメ案P78 3教育の充実について ①ウに教育環境の充実、②に教育環境の整備と記載されており、読む人にはわかりにくいので、書きぶりを検討したい。	(45と統合)	A(全部反映)
47	各論	II 健康な心と体を育み、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供する	3 教育の充実	教育と障がい者の関係について。 特別支援学校への振り分けをする際に、相談員を関与させることはできないか。私は障がい者の相談員をやっているが、地域の中でもう少し相談員を活用してほしいと思う。 学校の先生方は、振り分けを生活重視ではなく学力重視で決めてしまう。私としてはいろいろな方が関与したほうがいいのではないかと思います。 今後、学校教育の中で、早い段階で障がいのある方々も一緒に携わるようにしてほしい。お互いが平等であるというように考え方が変わってくると思うので、教育方針についても考えてほしい。	児童生徒の特別支援学校への就学先決定については、各市町村教育委員会が本人・保護者を中心に、教育、医療、保健、福祉関係機関等と連携を図りながら進めています。 県教育委員会は、障がいのある子どもも障がいのない子どもも「共に学び、共に育つ教育」を基本理念として、様々な施策に取り組んでいます。一つの取組として、特別支援学校の児童生徒が、自分の居住地にある小中学校等との交流及び共同学習を実施しており、今後とも充実を図っていきたくと考えています。	D(参考)
48	各論	II 健康な心と体を育み、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供する	3 教育の充実	B型の利用について、現在は特別支援学校を卒業した後にB型を利用する場合はアセスメントを受けなければならないが、近くに就労移行支援事業所がない場合は両親が送迎を行わねばならず、その結果B型の利用をあきらめて生活介護などに切り替えるケースもある。また、アセスメントの実施期間や評価項目について圏域によってバラつきがあり、正当な評価ができていないのか疑問。	事業実施の際の参考とします。 (就労アセスメントは、障がい福祉サービスの支給決定を行う市町村が、地域の実情に応じて運用するものです。適切な障がい福祉サービス移行において、就労アセスメントの運用に課題があれば、別途教育分野とも連携し、対応を検討していきます)。	D(参考)
49	各論	II 健康な心と体を育み、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供する	3 教育の充実	P78の教育環境の整備について、県立学校のバリアフリー化目標が35年に100%となっているのに対して、市町村立の小中学校のバリアフリー化は進捗管理しているのか。	県では、市町村立学校のバリアフリー整備の進捗管理は行っておりません。各市町村において、計画的にバリアフリー化を推進するよう助言を行っております。	F(その他)
50	各論	II 健康な心と体を育み、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供する	5 障がい者の高齢化への対応	介護保険に移行させるために、県として何か考えているのか。	介護保険サービスの円滑な利用に当たっては、国の事務連絡により、市町村職員や指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が利用者に対し介護保険制度に関する案内を直接行うことや、相談支援専門員と介護支援専門員(ケアマネージャー)が連携を密にし引き継ぎを適切に行うことなどが示されています。こうした取組が各地域で定着し適切に実施されるよう、各種研修会等を通じて制度の周知徹底に努めていきます。	F(その他)
51	各論	II 健康な心と体を育み、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供する	5 障がい者の高齢化への対応	現場では共生型のサービスがなくても障がいの方が介護保険の施設のショートステイを利用している。できれば障がい者プランにおいて、現場だけではなく行政サービスにおける連携をしっかりと盛り込んでほしい。例えば介護保険の地域包括ケアセンターと地域生活支援拠点は役割がかぶっている。モデル事業を見ていると制度の枠を超えて連携している例もあるので、障がい福祉単独で地域生活支援拠点を進めるのではなく、高齢福祉と連携することが計画に入ってくると思う。行政において介護保険担当者で連携するという文言があればやりやすい。	県では、全庁的な推進組織である岩手県障がい者施策推進会議を設置し、庁内関係部局における本計画に掲げる施策の推進状況について点検、評価等を行っています。(総論Ⅲ-2-(3)(P50))	C(趣旨同一)

意見検討結果一覧表  
 (案名: 岩手県障がい者プラン(岩手県障がい者計画)についての意見募集)

No.	計画(案)目次		意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況	
52	各論	Ⅱ 健康な心と体を育み、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供する	5 障がい者の高齢化への対応	平成30年度から介護保険と連携する共生型サービスが提供されるが、現場では非公式ながら連携している部分もある。関連して地域生活支援拠点整備事業が始まり、モデル事業が行われているようだが、岩手県で実際に地域生活支援拠点をこれからやろうとしているところの情報があるのか、あるならどう進めるのか。同時に、行政間での横のつながりはどうなっているのか。現場で高齢福祉の方とやり取りをするとギャップを感じることもある。	現在、各市町村で地域生活支援拠点の整備に向けた検討が進められていますが、現時点で、県内で整備に至っている地域はありません。 地域生活支援制度の整備については、社会福祉施設等整備による国庫補助制度が設けられています。また、国では、平成30年4月の障がい福祉サービスの報酬改定において、地域生活支援拠点等の整備に資する改定を行っており、今後事業所に周知を図るとともに、事業所の動向を注視していきます。 また、県では、他都道府県における整備状況について随時市町村に情報提供を行う等、拠点等の整備にむけた取組を支援していきます。(施策Ⅳ-2-①(P97))	D(参考)
53	各論	Ⅲ 障がい者の自己選択・自己決定に基づく、自立と社会参加を促進する	1 多様な就労場の確保	「多様な就労場の確保」(P83)中、「一般企業への就労機会の拡大と定着に向けた支援」では、障害者就業・生活支援センターの主な業務内容に「職場定着に向けた支援」との記載があるが、現行の就労移行支援事業のとの関連性を含めた「指定就労定着支援」事業の促進を明記してはどうか。	御指摘を踏まえ、就労定着支援についての文言を新たに追加します。	A(全部反映)
54	各論	Ⅲ 障がい者の自己選択・自己決定に基づく、自立と社会参加を促進する	1 多様な就労場の確保	重度障がい者雇用の対象者を明確にした方がよい。	本文中に注釈を追記します。	A(全部反映)
55	各論	Ⅲ 障がい者の自己選択・自己決定に基づく、自立と社会参加を促進する	1 多様な就労場の確保	すでに県に報告している事だが、資料4-1 P5のジョブコーチの記載について、現状と異なる部分がある。現在のジョブコーチは配置型ジョブコーチ、訪問型ジョブコーチ、企業在籍型ジョブコーチとなっている。	(56と統合)	A(全部反映)
56	各論	Ⅲ 障がい者の自己選択・自己決定に基づく、自立と社会参加を促進する	1 多様な就労場の確保	・用語解説50 1行目:ジョブコーチ(配置型)→配置型ジョブコーチ 4行目:第2号ジョブコーチ(事業所型)→企業在籍型ジョブコーチ 6行目:第1号ジョブコーチ(福祉施設型)→訪問型ジョブコーチ ※順番は配置型、訪問型、企業在籍型の順	記載誤りにつき文言修正。	A(全部反映)
57	各論	Ⅲ 障がい者の自己選択・自己決定に基づく、自立と社会参加を促進する	1 多様な就労場の確保	・②の●の3つ目 2～3行目:人材を養成→人材の養成を 3～4行目:職場適応援助者助成金(ジョブコーチ助成金)→障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース) ・②の●の4つ目 4行目:障害者雇用納付金制度によるジョブコーチ助成金→国の障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース)	記載誤りにつき文言修正。	A(全部反映)
58	各論	Ⅲ 障がい者の自己選択・自己決定に基づく、自立と社会参加を促進する	1 多様な就労場の確保	身体介護が必要な重度障がい者が介助制度を使いながら就労できる場の確保を望みます。	事業実施の際の参考とします。	D(参考)
59	各論	Ⅲ 障がい者の自己選択・自己決定に基づく、自立と社会参加を促進する	1 多様な就労場の確保	身体介護が必要な重度障がい者が在宅就労する際にも介助制度を使えるように望みます。	事業実施の際の参考とします。	D(参考)

意見検討結果一覧表  
 (案名: 岩手県障がい者プラン(岩手県障がい者計画)についての意見募集)

No.	計画(案)目次		意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況	
60	各論	Ⅲ 障がい者の自己選択・自己決定に基づく、自立と社会参加を促進する	1 多様な就労の場の確保	就労継続支援事業の中でも、比較的B型は送迎が多いが、A型事業所では通勤に困ります。A型事業所で送迎がある事業所は確かにあるが、作業種別が限定される。精神障がい、知的障がいである場合は、バスや電車通勤が可能だったりしますが、精神と身体の障がいがある場合、通勤ができません。週5日タクシーを使っていたら、せつかく工賃をいただいても、マイナスになってしまいます。通勤手当を間に合うくらいつけてほしい。又は、障がい状況に応じて送迎をお願いします。すると、A型事業所にいける人が増えると思います。A型とB型は工賃が違うので、みな、A型に行きたいと望むのです。	事業実施の際の参考とします。 (就労継続支援サービス事業所において、障がい者の送迎等、働きやすい職場づくりに向けた検討を働きかけていきます。)	D(参考)
61	各論	Ⅲ 障がい者の自己選択・自己決定に基づく、自立と社会参加を促進する	1 多様な就労の場の確保	職親制度というものがあるが、職場において障がい者を指導する人がいると社会参加がスムーズになると思う。在宅の人をどうやって救い出すかという点も課題。	事業実施の際の参考とします。 (職場での支援制度として職場適応援助者(ジョブコーチ)制度があり、県では、制度周知を図っています。 就労支援サービスを希望する在宅障がい者が円滑にサービス利用につながるよう、サービス支給決定を行う市町村における取組を促していきます。)	D(参考)
62	各論	Ⅳ 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくる	1 多様な就労の場の確保	県の計画では、6か月以上の定着率を指標としているが、精神障がい者の一般就労移行後3年の定着率は63%であると聞いている。また、仕事を辞めた方は、ひきこもり状態になっていたり精神病院に入院していたりすることであり、就労定着支援はとても重要な課題であると考えているので、是非力をいれて取り組んで頂きたい。	平成30年度から創設される就労定着支援サービスの周知を図るとともに、適切な運営がなされるよう、努めていきます。	D(参考)
63	各論	Ⅲ 障がい者の自己選択・自己決定に基づく、自立と社会参加を促進する	1 多様な就労の場の確保	新たな職域拡大のための農福連携の取り組みとあるが、農福連携というのは非常に難しい。指導体制を作って安心して働ける環境を作ってやるべきである。	事業実施の際の参考とします。	D(参考)
64	各論	Ⅲ 障がい者の自己選択・自己決定に基づく、自立と社会参加を促進する	2 社会参加活動の推進	レガシーとは何か。	財産を意味します。本文にかっこ書きで追記します。	A(全部反映)
65	各論	Ⅲ 障がい者の自己選択・自己決定に基づく、自立と社会参加を促進する	2 社会参加活動の推進	アクセシビリティとはどういう意味か。	「利用しやすさ」を意味します。脚注に記載することとします。	A(全部反映)
66	各論	Ⅲ 障がい者の自己選択・自己決定に基づく、自立と社会参加を促進する	2 社会参加活動の推進	障がい者の自立と社会参加を促進するため、介護者の高齢化やヘルパーなどの不足があります。日具、補装具など指定された品目以外にも、個々の障がいに適合した福祉機器の拡大。福祉機器を活用した自立生活事例を広く紹介し、自立を促す支援の仕組みが必要。	事業実施の際の参考とします。 (引き続き、福祉人材センター等と連携したマッチング支援等により、人材の確保を図っていきます(各論Ⅰ-5-①)(P72)) (福祉用具に関する情報提供等、障がい者の安全、安心な生活に向けた福祉用具の普及を促進していきます。(各論Ⅲ-2-②)(P87))	D(参考)
67	各論	Ⅲ 障がい者の自己選択・自己決定に基づく、自立と社会参加を促進する	2 社会参加活動の推進	昨年度全国障害者スポーツ大会が行われたが、団体等に所属していない障がい者で障がい者スポーツに興味がある人をどうやってつなげるか。プランの中でどう進めるのかを知りたい。	障がい者がスポーツに親しむ機会を増やすため、スポーツ団体と連携し教室などを開催しており、団体等に所属していない障がい者も参加できるよう、市町村や福祉団体等を通じ広く広報していきます。	F(その他)

意見検討結果一覧表  
 (案名: 岩手県障がい者プラン(岩手県障がい者計画)についての意見募集)

No.	計画(案)目次		意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況	
68	各論	Ⅲ 障がい者の自己選択・自己決定に基づく、自立と社会参加を促進する	2 社会参加活動の推進	現行計画の取組状況のⅢの2社会参加活動の推進の中で、障がい者芸術活動支援者育成ワークショップの開催及び障がい芸術活動取組実態調査の実施とあるが、具体的な取組内容と今後の展開を教えてください。	ワークショップは事業所職員のスキル向上、実態調査は県内事業所を対象に文化芸術活動の取組状況や課題等についてアンケート調査を実施したものです。 今後は、支援者の確保や作家の権利保護を図る取組などを推進し、障がい者の分化芸術活動の振興を図ります。	F(その他)
69	各論	Ⅲ 障がい者の自己選択・自己決定に基づく、自立と社会参加を促進する	3 障がい者に対する県民理解の促進	市町村が実施する日常生活用具等給付事業において、給付品目等に格差が生じているので、どこの市町村に住んでいても給付されるよう拡充していただきたい。(点字ディスプレイなど)	業務実施に際しての参考とします。 (日常生活用具の給付事業は、市町村の地域生活支援事業(必須事業)に位置付けられるものですので、あくまで給付の対象や条件等は各市町村の裁量において定められるものです。 具体的な給付対象、条件等についてご提案がありましたら、市町村に情報提供し、検討を求めます。)	D(参考)
70	各論	Ⅲ 障がい者の自己選択・自己決定に基づく、自立と社会参加を促進する	3 障がい者に対する県民理解の促進	ア 視覚障がい者への情報提供の充実 岩手県視聴覚障がい者情報センターのサブセンター機能を、各市町村に設置するなどにより、どこの市町村に住んでいても同じようなサービスが受けられるようにしていただきたい。	サブセンターの整備は困難ですが、今後、各地域においてセンターに準じたサービスを提供できる体制について検討していきます。	D(参考)
71	各論	Ⅳ 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくる	1 障がい福祉サービスの充実	障がい者とその自己選択により、地域で自立した生活を営むための受け皿としての最たるものであるグループホームにおいて、本県における現状は、消防法、建築基準法等の厳しい規制により、新設のグループホーム設置は非常に困難な状況にある。そのような折、平成30年度からは、「日中サービス支援型指定共同生活援助」事業が指定共同生活援助の一類型として定められる。これにより、実質的には現行の定員が大幅に拡大されるものである。本県にあっては、各法順守はもとより、障がい者の地域移行の促進のためのグループホーム設置に関して、第3類型の促進を図る旨の一節を明記してはどうか。	計画ではグループホームの必要量の確保に努めるとしており、新たに創設される「日中サービス支援型」についても、御意見を踏まえ必要量の確保が図られるよう努めていきます。	D(参考)
72	各論	Ⅳ 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくる	1 障がい福祉サービスの充実	自立支援協議会の中で、岩手県は県土が広く、へき地から放課後デイなどの送迎について保護者の負担感が強いという声が上がっている。サービス事業所が遠いところしかないのが問題となる。送迎加算のメリットがないということもあり、保護者に依存する面が強い。一関は特に旧市内に事業所が集中していることもあり、サービスへのアクセスを行政で対応するのか、インフォーマルなどで対応するのかの方向性の検討が必要である。	(73と統合)	D(参考)
73	各論	Ⅳ 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくる	1 障がい福祉サービスの充実	路線バスの本数がなくなっており、移動手段が限られている。障がい者が自己決定できない現実を受け止めて対策を講じていただきたい。障がい者が地域の中で豊かに暮らすには、足となる交通機関のことはしっかり考えてほしい。	事業実施の際の参考とします。 (市町村が実施する地域生活支援事業に移動支援事業がありますが、当該事業の充実を図るには、地域生活支援事業の財源を確保することにより、サービス供給を行う市町村の裁量が広げられるものと考えます。 県としても地域生活支援事業に対する支援の充実が図られるよう、その十分な財政措置について本年6月に厚生労働省に要望しているところです。 また、障害福祉サービス事業者の送迎加算の要件は回数や人数のみであり、距離が考慮されていないことから、送迎距離を考慮した報酬額への引上げを国に要望しています。)	D(参考)

意見検討結果一覧表  
 (案名: 岩手県障がい者プラン(岩手県障がい者計画)についての意見募集)

No.	計画(案)目次		意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況	
74	各論	IV 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくる	1 障がい福祉サービスの充実	「住まいの場の整備」のグループホームについて、重度の障がいの方も利用できるような形にという文言を入れていただきたい。	計画ではグループホームの必要量の確保に努めるとしており、重度障がい者も利用できる「日中サービス支援型」についても、御意見を踏まえ必要量の確保が図られるよう努めていきます。	D(参考)
75	各論	IV 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくる	1 障がい福祉サービスの充実	平成30年度より、新しい障害福祉サービスとしての、「指定就労定着支援」と「指定自立生活援助支援」事業がスタートすることを踏まえ、本計画にその事業を位置づけてはどうか。	御意見を踏まえ、計画内容に記載しました。	A(全部反映)
76	各論	IV 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくる	1 障がい福祉サービスの充実	障がい者の在宅の訪問入浴について、身体障がい者は訪問入浴補助事業があるが、精神障がい者は自費である。介護保険だと1割負担ということもあり、半額程度の負担で入浴できる体制を作ったが、それでも高額なので困っている。	御意見として承ります。	D(参考)
77	各論	IV 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくる	1 障がい福祉サービスの充実	同行援護の資格を取得するために時間や経済的負担がかかる。開催している場所も遠いのでなかなか進まない。宮城県では補助金を出しているようだが、県のほうで何か考えているか。 3月で経過措置が終わるが、資格を取るまでは移動支援等で対応するが、事業所としては移動支援にメリットがない。撤退している事業所もある。早めに研修を開催することや、開催の回数等も検討していただきたい。	御意見として承ります。	D(参考)
78	各論	IV 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくる	2 障がい福祉サービスの充実	同行援護について、ヘルパーの資格が国の方針で厳しくなり、今まで対応していた職員が対応できなくなっている。障がい福祉計画において事業所職員のスキルアップ等の文言を強くするか数値目標にするかで盛り込んでいただきたい。	事業実施の際の参考にします。	D(参考)
79	各論	IV 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくる	4 住まいやまちのユニバーサルデザイン化の推進	行動援護は利用が少なく、実施している事業所も少ない。行動援護の講習、研修会もあるが、それがあっても実施できる事業所がほとんどない。行動障害のある方の援護は難しいと思うが、行動障害のある方でも移動、余暇を楽しめるようになればいいと思うので、そのような文言を入れていただきたい。	計画において、行動援護を含めた訪問系サービス充実を図ることとしておりますので、いただいた御意見は事業実施に当たっての参考とします。	D(参考)
80	各論	IV 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくる	1 障がい福祉サービスの充実	近年、支援学校の卒業生の進路先の選択肢の一つである施設入所・就労継続支援といった場合にリアルタイムでの対応が困難な状況にある。一つには卒業生の場合は卒業と同時にその対応が迫られる訳だが、施設側がそのタイミングでの受け入れが定員等の関係上、困難な場合が生じている。家族の受け入れも困難な場合が多く、非常に大きな課題となっている。ゆえに、「障がい福祉サービスの充実」中、「施設入所サービスの充実」(P95)に実状に則した支援体制の促進を明記してはどうか。	計画には必要な施設入所サービスを確保するとしており、いただいた御意見は、事業実施の際の参考とします。	D(参考)
81	各論	IV 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくる	1 障がい福祉サービスの充実	相談支援員の方から重度の知的障がい、発達障がいの方の受け皿が限られているという声が上がっている。入所施設の空きベッドを探すが大変な状況である。県全体で調整できないのか。プランの中では95ページに施設入所サービスの充実とあるが、どうなのかと思う。	事業実施の際の参考とします。	D(参考)
82	各論	IV 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくる	1 障がい福祉サービスの充実	地域移行を進めるには人的ネットワークが重要だと思うが、人材の確保が難しい状況である。介護人材の育成をプランの中でどうしていくのか。	福祉人材センター等と連携したマッチング支援等により人材の確保を図っていきます。	F(その他)

意見検討結果一覧表  
(案名: 岩手県障がい者プラン(岩手県障がい者計画)についての意見募集)

No.	計画(案)目次		意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
83	各論	IV 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくる 2 地域移行の推進	「地域移行の推進」(P97)中、「入所施設や精神科病院からの地域移行・地域生活支援の推進」に「指定自立生活援助支援」事業の取り組みに向けた支援を明記してはどうか。	自立生活援助は「③訪問系サービスの充実」に位置づけていましたが、当該サービスは知的、精神障がい者の地域生活への移行支援も含まれることから、御指摘の箇所に再掲します。	A(全部反映)
84	各論	IV 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくる 2 地域移行の推進	地域生活支援拠点について。地域移行だけではなく、今現在地域で生活している方にも緊急時の対応ができるような地域生活支援拠点となっているので、「障がい福祉サービスの充実」の④の在宅保健福祉サービスの充実の中にも地域生活支援拠点の整備を入れた方がいいのではないか	御意見を踏まえ、地域生活支援拠点等の整備に係る文言は④の在宅保健福祉サービスの充実にも再掲します。	A(全部反映)
85	各論	IV 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくる 2 地域移行の推進	私は83歳で手帳を持っている。人口膀胱である。自分や家族がいる間はいいが、年を取った場合が課題である。障がいを持っている方は年を取ったときにどうなるかという悩みを感じていると思う。	事業実施の際の参考とします。	F(その他)
86	各論	IV 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくる 2 地域移行の推進	97ページ、地域移行の推進とあるが、自分たちも地域でどのような支援が必要かというアンケートを取ったが、一番多かったのは経済的な負担の軽減、または相談対応の充実というところであった。行政として進めたいかなければと思っているが、課題はたくさんある状況である。	事業実施の際の参考とします。	F(その他)
87	各論	IV 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくる 3 多様な主体による生活支援の促進	① ボランティア・NPO活動の推進 視覚障がい者のコミュニケーションの確保や円滑な活動の推進を図るためのボランティアの養成に、「ガイドヘルパー」を加えていただきたい。	ガイドヘルパーは障がい福祉サービスに位置づけられるものです。ガイドヘルパーに準じたボランティアの養成については、今後検討していきます。	D(参考)
88	各論	IV 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくる 3 多様な主体による生活支援の促進	ボランティアについて、障がい者への対応や災害があったときに現場に出るのはボランティアである。その際は、行政にもきちんと関わってもらいたい。	事業実施の際の参考とします。	D(参考)
89	各論	IV 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくる 3 多様な主体による生活支援の促進	「多様な生活主体による生活支援の促進」とあることに関して、地域ではこんな事をしたい、支援をしていきたいという考えがある場合は、市町村に相談すべきなのか。	地域の実情に応じた障がい者の支援ができるよう、市町村は地域生活支援事業を実施しています。地域での障がい者支援に関する御相談については、まずは市町村に相談してください。	F(その他)
90	各論	IV 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくる 3 多様な主体による生活支援の促進	県障がい者スポーツ大会でボランティアが前年比で100名増えたそうだが、障がい者のボランティアもいるのか、内訳が分かれば教えてほしい。	ボランティアの募集については、障がいの有無を条件としていないため、把握していません。	F(その他)
91	各論	IV 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくる 4 住まいやまちのユニバーサルデザイン化の推進	「ひとにやさしい街づくり条例」がつけられたが、県の公共施設のバリアフリー化が進んでいない。今回の説明会会場の選定でも、バリアフリー対応していない。条例を理解していない人、「合理的配慮」の言葉で片づけられる社会を危惧する。	御意見として承ります。 プランの説明会の会場選定に当たっては、配慮が足りず大変申し訳ございませんでした。	F(その他)
92	各論	IV 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくる 4 住まいやまちのユニバーサルデザイン化の推進	③ 移動の支援と旅行しやすい環境の整備 ・「身体障がい者補助犬」の表記について、一般的でないように思いますので、注記を付すなどによりわかりやすくするよう要望します。(注記参考例)「身体障がい者補助犬」は、視覚障がい者を手助けする「盲導犬」、聴覚障がい者を手助けする「聴導犬」、肢体障がい者を手助けする「介助犬」があります。	御意見を踏まえ脚注に追記します。	A(全部反映)
93	各論	IV 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくる 4 住まいやまちのユニバーサルデザイン化の推進	③ 移動の支援と旅行しやすい環境の整備 ・全ての市町村において重度視覚障害者同行援護事業や移動支援事業の実施を行うよう要望します。	御意見として承ります。	D(参考)

意見検討結果一覧表  
 (案名: 岩手県障がい者プラン(岩手県障がい者計画)についての意見募集)

No.	計画(案)目次		意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況	
94	各論	IV 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくる	4 住まいやまちのユニバーサルデザイン化の推進	③ 移動の支援と旅行しやすい環境の整備 ・歩行訓練士等の人材育成を要望します。	御意見として承ります。	D(参考)
95	各論	IV 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくる	4 住まいやまちのユニバーサルデザイン化の推進	③ 移動の支援と旅行しやすい環境の整備 ・横断歩道誘導のためのエスコートゾーンの設置の整備、拡充を要望します。	御意見として承ります。	D(参考)
96	各論	IV 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくる	4 住まいやまちのユニバーサルデザイン化の推進	③ 移動の支援と旅行しやすい環境の整備 ・歩道の融雪装置の敷設整備の整備、拡充を要望します。	御意見として承ります。	D(参考)
97	各論	IV 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくる	4 住まいやまちのユニバーサルデザイン化の推進	③ 移動の支援と旅行しやすい環境の整備 ・駅ホームでの転落事故防止のためのホームドアの整備、拡充を要望します。	御意見として承ります。	D(参考)
98	各論	IV 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくる	4 住まいやまちのユニバーサルデザイン化の推進	タクシーより使いやすい福祉有償運送のシステムが、もっと使いやすくなって欲しい。「タクシーを使うのが困難であるという人しか使えない」というような条件を緩くしてほしい。そうすれば、通勤時にも使えるのではないか。	御意見として承ります。	D(参考)
99	各論	IV 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくる	5 防災・防犯対策の充実	災害時の支援体制の充実について。避難行動要支援者名簿への登録、個別計画の確認書も提出した。しかし、13年3月、「災害時要援護者の避難支援に関する検討会」では、支援者の犠牲を防ぐため「地震発生後の津波到達までに救助が可能な場合は出動する、難しい場合は救助を放棄する」と申し合わせている。一人で避難できない障がい者は地域とどう向き合っていけば良いのか。	御意見として承ります。	F(その他)
100	各論	IV 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくる	5 防災・防犯対策の充実	災害に際してどこに避難所があるかという情報がよくわからない。	御意見として承ります。	F(その他)
101	各論	IV 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくる	5 防災・防犯対策の充実	⑦ P103 ① 災害時の支援体制の充実 (意見・要望) ・「…支援を行う「災害派遣福祉チーム」を設置・派遣する体制を整備します。」は、「…支援を行う「岩手県災害派遣福祉チーム(本部長は岩手県知事)」を設置し、県外の災害にも派遣します。」と修正してはどうか。	県の災害派遣福祉チームは、県外の災害にも派遣できる体制となっています。	C(趣旨同一)
102	各論	IV 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくる	5 防災・防犯対策の充実	⑦ P103 ① 災害時の支援体制の充実 (意見・要望) ・「障がいがある方たちの災害対応のてびき」については、「おねがいカード」が重要ですが、広報も不十分であり、また、「おねがいカード」は本県独自のネーミングですが、国は「ヘルプカード」を全国的に普及させたいとしており、本県のてびきの見直しが必要となっています。	御意見として承ります。	D(参考)
103	(参考図表)	(図表9)福祉的就労の場の充実		119ページに「障がい者就労振興支援センター」の記載があり、沿岸部の事業所への支援を行っているが、二戸地域を含む内陸の事業所に対する支援の予定はないか。	障がい者就労振興支援センターは現在国の復興予算を活用して運営しているものです。支援対象地域も含めた今後のセンターのあり方については今後検討していきます。	F(その他)

意見検討結果一覧表  
 (案名: 岩手県障がい者プラン(岩手県障がい者計画)についての意見募集)

No.	計画(案)目次		意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
104	その他		数値目標はないのか。また、目標に向けてどのように取り組んでいくのか。	障がい者プランの障がい者計画部分は施策の基本的な方向性を記載するもので、サービス見込量等の数値目標は障がい福祉計画に記載し、見込量等の確保に向けた取組を進めていきます。	F(その他)
105	その他		参加人数が少ないが、案内はどのように行ったのか。 (説明会での意見)	各市町村へ通知したほか、県のホームページに掲載したが、周知期間が1週間程度しかありませんでした。周知方法について配慮が足りず、申し訳ございませんでした。	F(その他)
106	その他		町の育成会から案内が来て参加することにしたが、こちらに案内が来たのは2日程前だった。 町でも計画を作成している。また、釜石市でも計画を作成しており、案をもらった。市、町でも市なり町なりの計画を作ることになると思う。 (説明会での意見)	今年度全ての市町村で障がい福祉計画の策定に取り組んでおり、市町村計画の数値を積み上げて、県障がい福祉計画を作ることとしています。	F(その他)
107	その他		周知をもっと丁寧にしてほしい。ホームページは見ることができない高齢者もいる。これではお役所仕事と言わざるを得ない。立派な本を作っているのもったいない。 (説明会での意見)	周知方法については配慮が足りず、申し訳ございませんでした。	F(その他)
108	その他		本日の説明会はどこに案内を出しているのか。 (説明会での意見)	今回案内を出しているのは、市町村と市町村社協、県社協、県内30の障がい者団体及び、メーリングリストに登録している障がい福祉サービス事業所に通知しており、その他、県ホームページにも掲載しています。	F(その他)
109	その他		現行の障がい者プランは岩手県で初めての取り組みになるのか。	プラン自体は今までも策定しており、現行のプランが今年度で計画期間終了となるものです。	F(その他)
110	その他		新プラン策定にあたって、中間報告や本日の会議等の意見を加味することとなると思うが、その内容を見落とさないように計画を策定してほしい。 (説明会での意見)	御意見として承ります。	F(その他)
111	その他		本日の説明会について、場所はしっかり選定してほしい。エレベーター等、障がい者に優しい場所にしてほしい。 (説明会での意見)	会場選定に当たり配慮が足りず、申し訳ございませんでした。	F(その他)
112	その他		報酬改定により短期入所が原則30日以上は禁止ということになり、1年間に利用する率が180日に限られる。結構な数の待機待ちの方がいることを考えると、指定障害者支援施設の定員数というところは、かなり県の方で検討して出していたきたい。	指定障害者支援施設の定員数は、障がい福祉計画において定めることとしています。いただいたご意見は、定員数設定に当たっての参考とします。	D(参考)
113	その他		就労移行支援の利用実績が計画見込量に対して不足している件については現状ありきであると考えている。というのは、障がいを持った方が一般就労を目指す場合、A型やB型から直接一般就労するケースや地域によっては近くに就労移行支援事業所がないといったケースがあり、就労移行支援事業所を利用するという選択にはなりにくい。	御意見として承ります。	D(参考)

意見検討結果一覧表  
(案名: 岩手県障がい者プラン(岩手県障がい者計画)についての意見募集)

No.	計画(案)目次		意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
114	その他		プランの中の目標値についても、現状に即した値に設定したほうが事業者にとってもよりよい計画になると思う。	障がい福祉計画の見込量等は、サービス利用実績や地域資源等を勘案して設定します。	D(参考)
115	その他		配布資料の資料2の題名が第5期障がい福祉計画となっているが、第1期障がい児福祉計画は策定しないのか。(説明会での意見)	県では両計画を一体的に策定していくこととしています。	F(その他)
116	その他		施設入所に必要な入所定員総数について、指定の障がい者施設についてはその通りであるが、児童の入所施設が新規に盛り込まれているのでこの情報があれば教えてほしい。 新規の入所施設を増やすのか、今いる施設の枠が拡大するということか。	障害児施設の必要入所定員総数は、現在の入所状況や今後の入隊所の見込等を勘案したうえで、計画に記載します。	F(その他)

備考「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区分	内容
A (全部反映)	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B (一部反映)	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C (趣旨同一)	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D (参考)	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E (対応困難)	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F (その他)	その他のもの (計画等の案の内容に関する質問等)